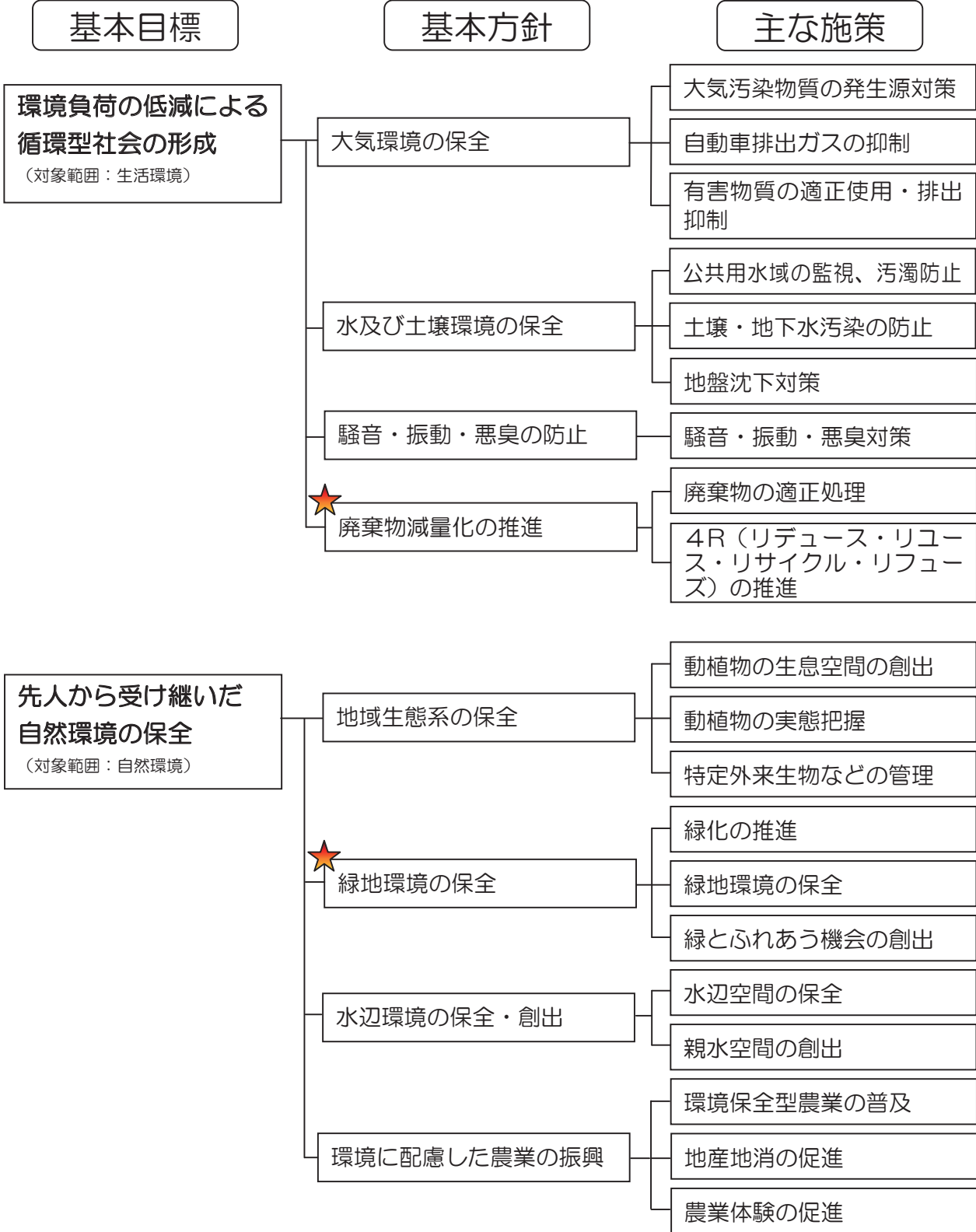
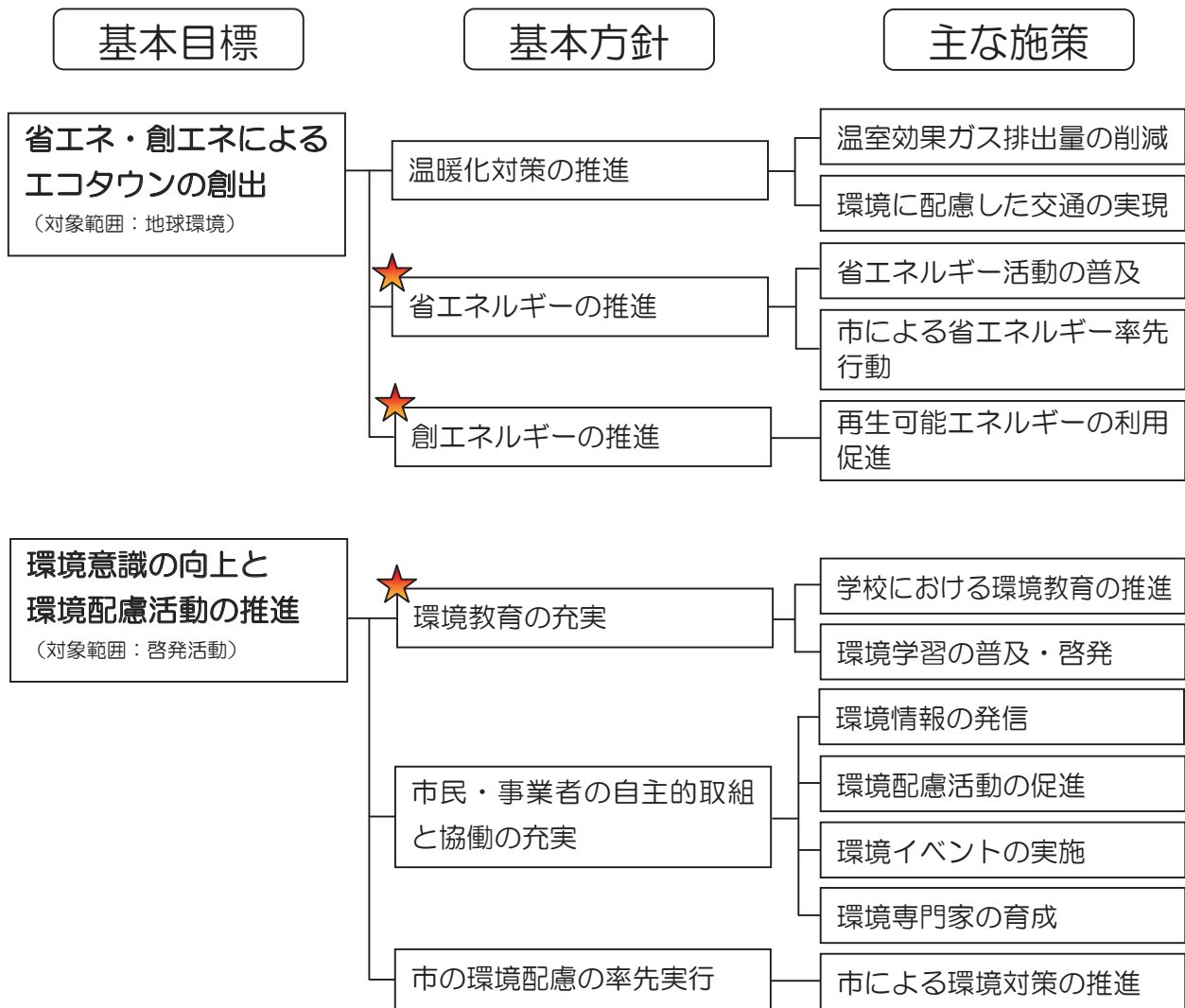


第4章 計画の施策

I 施策の体系





★ マークのついている項目を重点的施策として取り組みます。

Ⅱ 施策の内容

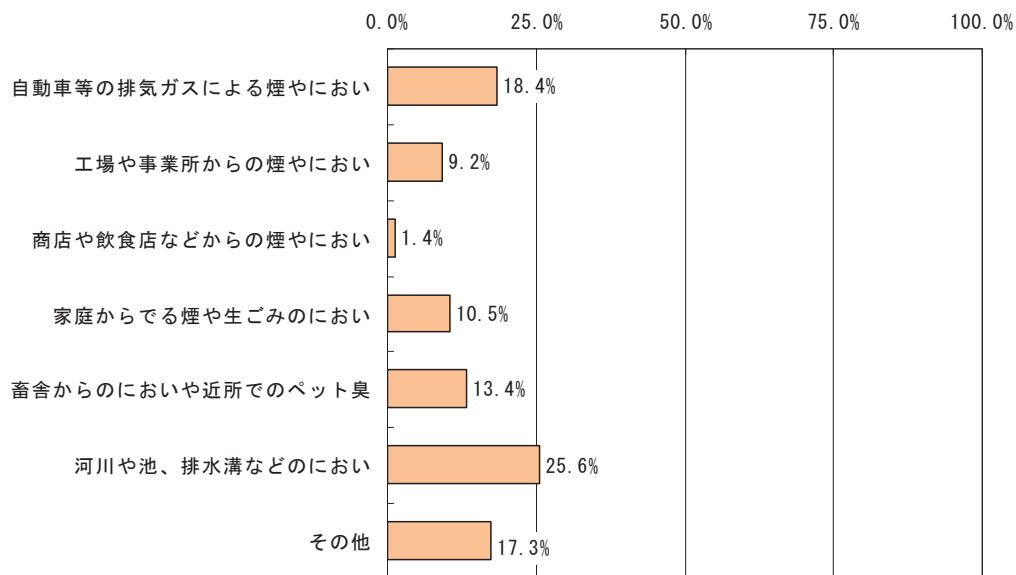
基本目標 1 環境負荷の低減による循環型社会の形成

快適な生活環境を確保するとともに廃棄物の減量、リサイクルなどを推進し、環境負荷を低減した持続可能なまちをめざします。

1-1. 大気環境の保全

● 現状と課題

- 平成24年度のダイオキシン類、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）の大気中濃度は、いずれも環境基準を下回っています。（P.11 図11～15参照）
- 市民からの公害相談件数では、大気に関するものが最も多くなっています。（P.15 図19参照）なお、その原因の多くが野外焼却によるものです。
- 除草剤や化学肥料などの薬剤は広く使用されており、安全性や使用量などに関して、配慮していくことが必要です。
- 有害物質を使用している事業者については、関係法令を遵守し、適正な管理を行うことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、大気環境の悪いところについて、18.4%の方が「自動車等の排気ガスによる煙やにおい」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図29 大気環境の悪いところについて

● 主な施策

1. 大気汚染物質の発生源対策

- 大気汚染物質の濃度を監視し、環境基準との比較を行います。(県と連携)
- 違法な野外焼却に対する指導を徹底します。

2. 自動車排出ガスの抑制

- アイドリングストップ、エコドライブを推進します。
- 自転車や公共交通機関の利用を推進します。
- 公用車に低公害車を導入します。

3. 有害物質の適正使用・排出抑制

- 事業者による有害物質の自主的な管理の徹底と排出抑制を促進します。(県と連携)
- 公共施設や街路樹には、有害性の低い薬剤を使用し、使用量を最小限に抑えます。

● 市民・事業者の役割

市民

- 家庭での野外焼却の未実施
- アイドリングストップ、エコドライブの実施
- 自転車や公共交通機関の利用
- 低公害車の導入
- 除草剤などの使用量の抑制
- 有害物質に関する正しい情報の把握

事業者

- 事業所での野外焼却の未実施
- アイドリングストップ、エコドライブの実施
- 公共交通機関の利用
- 低公害車の導入
- 有害物質の自主的な管理の徹底
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制

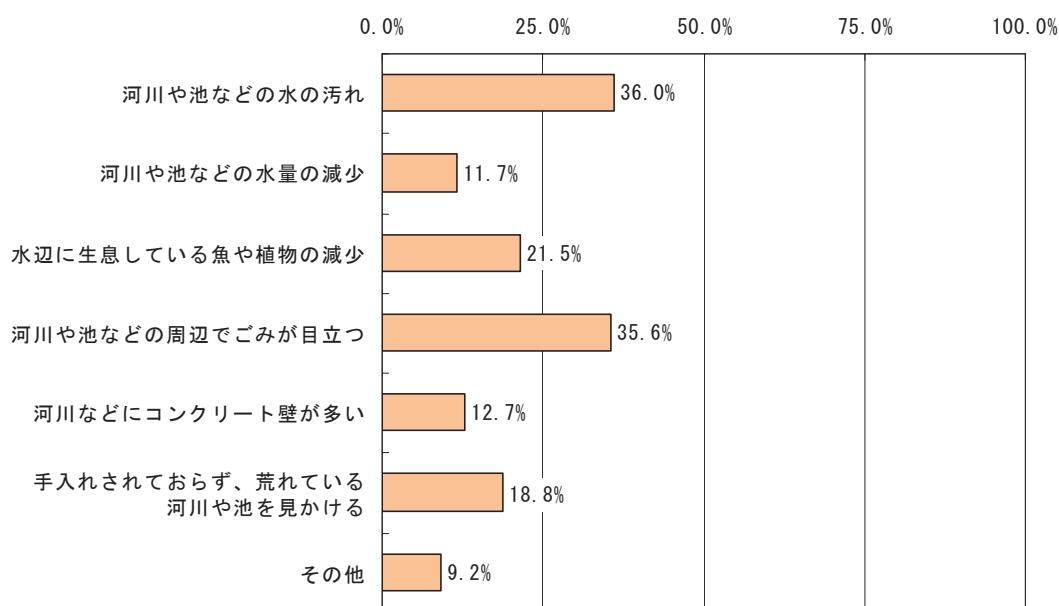
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
大気汚染物質の環境基準達成率 (ダイオキシン類、SPM、NO ₂ 、SO ₂)	100% (4物質/4物質)	100%	環境課
公用車の低公害車などの導入台数	22.4% (36台/161台)	49.1% (79台/161台)	各課 (財政課)

1-2. 水及び土壌環境の保全

●現状と課題

- 市内5河川で水質調査を行っており、平成24年度の生物化学的酸素要求量(BOD)は、概ね環境基準内となっています。(P.12 図16 参照)
- 平成24年度の土壌中ダイオキシン類の調査結果は、環境基準値を大きく下回っています。(P.14 図18 参照)
- 埼玉県で実施する地盤沈下調査では、過去5年間の市内各地点の変動量は、26～36mmとなっています。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、水辺環境の悪いところについて、36.0%の方が「河川や池などの水の汚れ」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図30 水辺環境の悪いところについて

●主な施策

1. 公共用水域の監視、汚濁防止

- 河川など公共用水域の水質調査を実施します。
- 水質事故が発生した場合は、適切な処置を行います。（県と連携）
- 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業や合併処理浄化槽への転換など総合的な生活排水対策を推進します。
- 工場・事業所などに対する排水規制による水質の監視や立入り検査、指導を行います。（県と連携）

2. 土壌・地下水汚染の防止

- 有害物質を使用する特定事業場に対して、施設の管理と構造に関する基準を遵守するよう指導します。(県と連携)
- 地下水汚染が判明した場合は、汚染拡大を防止するための原因調査や適切な措置の指導を行います。(県と連携)
- 公共施設や街路樹には、有害性の低い薬剤を使用し、使用量を最小限に抑えます。(再掲)

3. 地盤沈下対策

- 地盤沈下や地下水位の監視を実施します。(県と連携)
- 透水性舗装の整備や公共施設の雨水地下浸透マスを設置を図ります。

● 市民・事業者の役割

市民

- 公共下水道共用開始区域における公共下水道への接続
- 公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置
- 除草剤などの使用量の抑制(再掲)
- 地下水の使用量の抑制

事業者

- 工場・事業所などに対する排水規制の遵守
- 水質事故未然防止対策の実施
- 水質事故が発生した場合の速やかな対応
- 産業廃棄物や化学物質などの適切な管理・処理
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制(再掲)
- 地下水の使用量の抑制

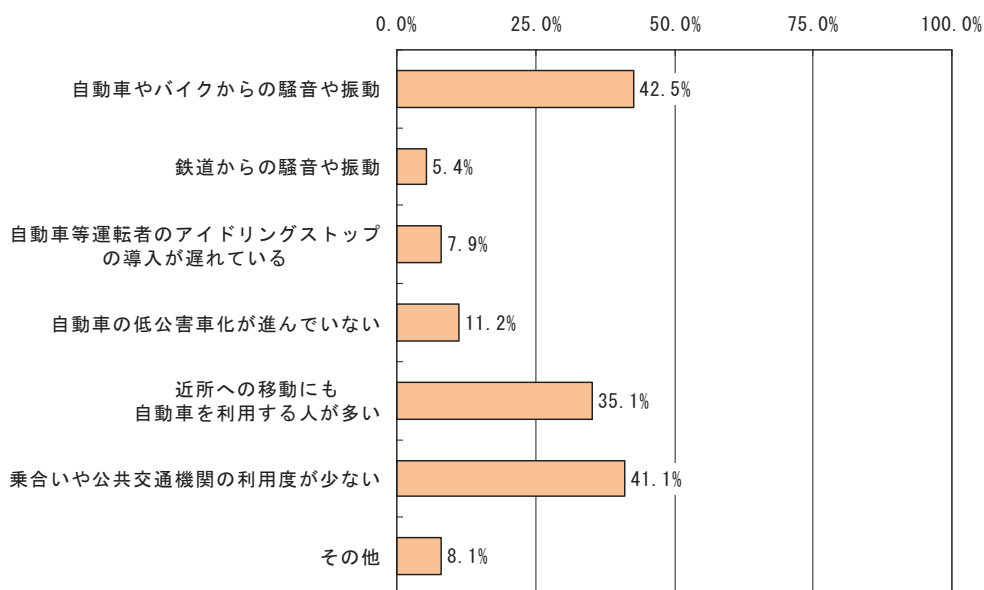
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
BOD環境基準達成率 (5河川×年4回)	75% (15検体/20検体)	100%	環境課
下水道普及率	53.9%	57.8%	下水道課
土壌中ダイオキシン類 環境基準達成率 (3ヶ所×年1回)	100% (3ヶ所/3ヶ所)	100%	環境課
透水性舗装の整備面積	35,958m ²	41,000m ²	道路治水課

1-3. 騒音・振動・悪臭の防止

●現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、日常生活において影響を受けやすく、不快感として受け止められる感覚公害といわれています。平成24年度の市民からの相談件数は、騒音11件、振動1件、悪臭7件となっています。(P.15 図19参照)
- 市内6地点で道路騒音調査を実施しており、昼間は全地点、夜間は4地点で環境基準を達成しています。(P.14 表4参照)
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の道路・交通の悪いところについて、42.5%の方が「自動車やバイクからの騒音や振動」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図31 住まい周辺の道路・交通の悪いところについて

● 主な施策

1. 騒音・振動・悪臭対策

- 工場・事業所などから発生する騒音・振動・悪臭について、法令に基づき適切な指導・助言を行います。
- 道路交通騒音を監視し、公表します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 家庭から発生する騒音や振動の抑制
- 自動車やバイクの運転マナーの向上

事業者

- 工場・事業所などに対する騒音・振動・悪臭規制の遵守
- 工場・事業所などから発生する騒音・振動・悪臭対策の実施
- 自動車やバイクの運転マナーの向上

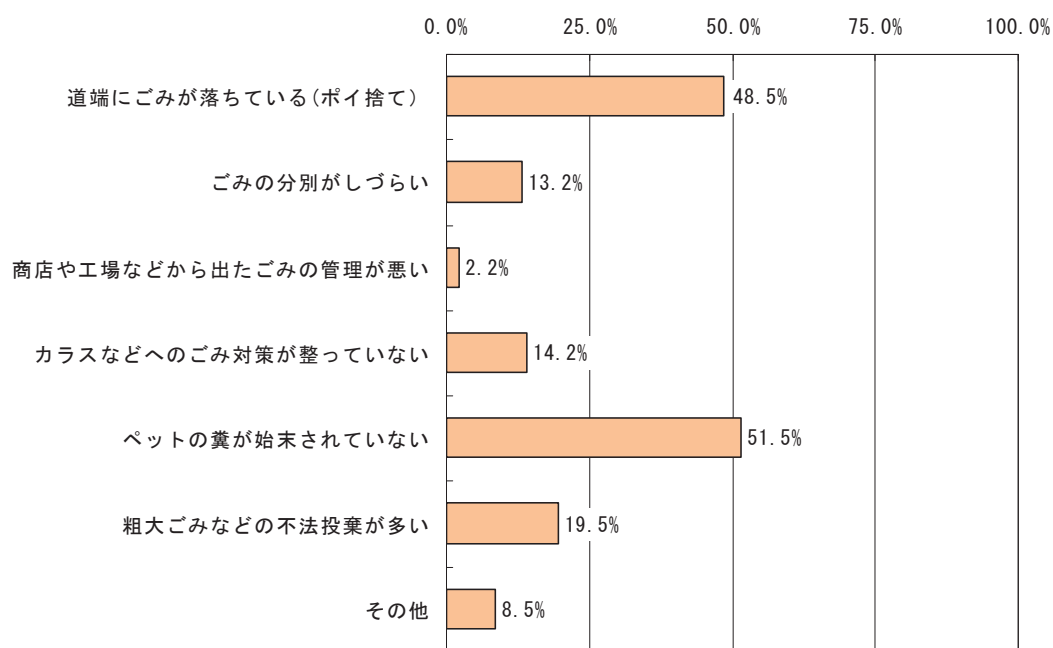
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
道路騒音の環境基準達成率	67% (4地点/6地点)	100%	環境課

1-4. 廃棄物減量化の推進

●現状と課題

- これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は地球環境の悪化を招いており、持続可能なまちづくりを推進していく観点から、資源循環型社会への転換を進めていく必要があります。
- ごみの総排出量及び一人あたりのごみ排出量はともに減少傾向となっています。（P.10 図 10 参照）
- ごみの減量化を推進するため、使わなくなった日用品（不用品）の情報提供を行っています。
- リサイクル意識の向上を図るため、地域主体による資源リサイクル運動の推進に取り組んでいます。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺のごみの悪いところについて、約半数の方が「道端にごみが落ちている」や「ペットの糞が始末されていない」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図32 住まい周辺のごみの悪いところについて

●主な施策

1. 廃棄物の適正処理

- 廃棄物関連の情報提供を行うとともに、適正な分別・処理を推進します。（一部県と連携）
- ごみの収集体制を充実させ、リサイクルシステムのさらなる整備を行います。
- 粗大ごみ処理場や環境センター、最終処分場の適正な運転管理を行います。
- 不法投棄対策を実施します。

2. 4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進

- リデュース（減量化）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（購入しない）といった4R活動を推進します。
- 不用品の情報提供を行います。

●市民・事業者の役割

市民

- ごみの分別の徹底
- 4R活動の取組
- ペットの糞の持ち帰りの徹底

事業者

- 廃棄物の適正処理
- 4R活動の取組
- リユースやリサイクルしやすい商品の開発や普及販売

●環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
リサイクル率	10%	25%	環境課
不用品情報の利用件数	439件	500件	環境課

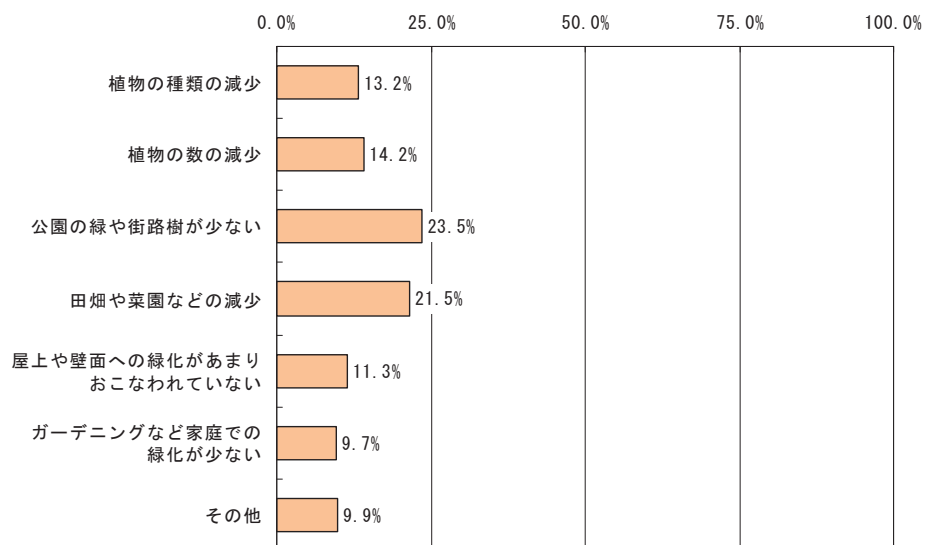
基本目標2 先人から受け継いだ自然環境の保全

利根川、忍川、星川などの水辺とさきたま古墳公園、古代蓮の里、水城公園などの歴史的、文化的資産を共に守り育て、自然環境を保全するまちをめざします。

2-1. 地域生態系の保全

● 現状と課題

- 本市の面積の半分は田畑で占められており、水田環境に生息・生育する動植物が多く確認されています。また、星川など自然生態系が維持されている河川においても、動植物が多く確認されています。
- 平成24年度に市内4地点において自然環境調査を実施し、26種類の希少種が確認されました。(P.18 表5 参照)
- 本市で確認されているアライグマやミズヒマワリなどの外来生物やヌマガエルなどの国内移入種は、在来生物の居場所を奪うなど本来の生態系のバランスを乱す原因となります。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の緑の悪いところについて、21.5%の方が「田畑や菜園などの減少」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図33 住まい周辺の緑の悪いところについて

● 主な施策

1. 動植物の生息空間の創出

- 河川や水路の改修の際は、動植物に配慮します。（一部県と連携）
- 希少な動植物の生息・生育環境の維持に関する情報提供を行います。
- 公共施設や街路樹には、有害性の低い薬剤を使用し、使用量を最小限に抑えます。（再掲）

2. 動植物の実態把握

- 自然環境調査を定期的を実施し、情報提供を行います。
- 傷病鳥獣を発見した場合は、保護します。（県と連携）
- 動植物の保全・保護の重要性について、普及・啓発に努めます。

3. 特定外来生物などの管理

- 特定外来生物などによる被害防止対策を推進します。（県と連携）
- 特定外来生物の生態や防除方法に関する情報提供を行います。

● 市民・事業者の役割

市民

- 動植物の生息・生育環境の維持
- 動植物に対する意識の向上
- 除草剤などの使用量の抑制（再掲）
- 特定外来生物に関する正しい情報の把握

事業者

- 動植物の生息・生育環境の維持
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制（再掲）
- 事業所内における在来樹種の植栽
- 特定外来生物に関する正しい情報の把握

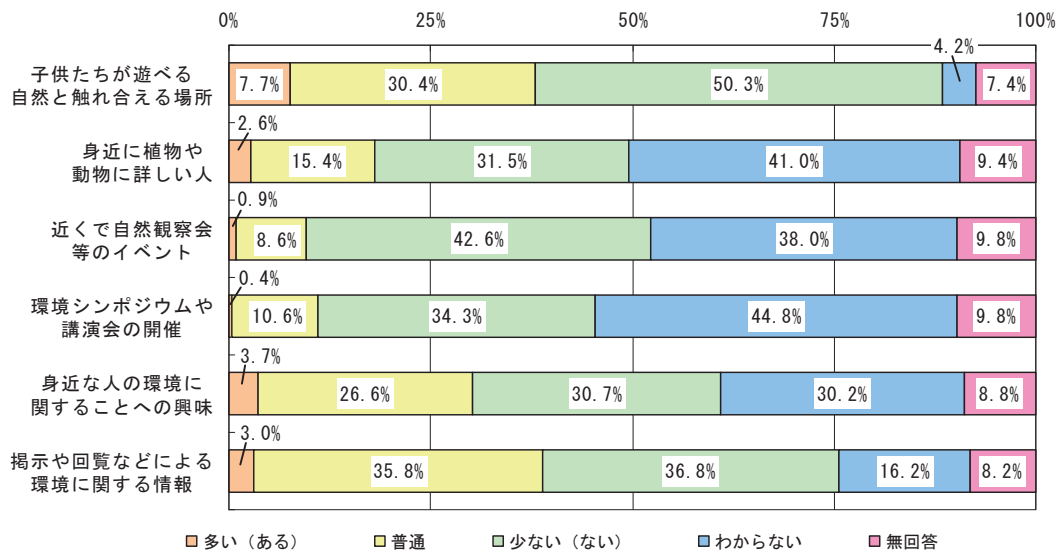
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
希少種の数（自然環境調査）	26種類	26種類	環境課

2-2. 緑地環境の保全

● 現状と課題

- 緑地は、市民生活にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有しています。そのため、景観と市民生活に配慮した緑化を推進するとともに、緑地環境を保全していくことが必要です。
- 本市は、さきたま古墳公園、水城公園、古代蓮の里などの大規模な公園と地域コミュニティの場としての身近な公園を数多く有しています。
- 屋敷林や雑木林などの緑地は、生物多様性の維持や優れた景観の保全につながっています。
- 自然環境の保全の重要性を次世代に伝えるため、いのちを守る森づくり事業を推進しています。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の緑の悪いところについて、23.5%の方が「公園の緑や街路樹が少ない」と答えています。(P.38 図33 参照) また、住まい周辺の子どもたちが遊べる自然と触れ合える場所について、50.3%の方が「少ない」と答えています。



※アンケートの回答者 1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図34 住まいの周辺の環境教育や環境配慮活動について

● 主な施策

1. 緑化の推進

- 公共施設、道路などにおける緑化を推進します。
- 壁面や屋上における緑化を促進します。

2. 緑地環境の保全

- 公共施設、道路などにおける緑地を保全します。
- 景観と市民生活に配慮するため、私有地の適正管理を促進します。
- 屋敷林や雑木林などの保護対策を促進します。

3. 緑とふれあう機会の創出

- 植樹祭などのイベントを通して、緑とふれあう機会を創出します。
- 市民参加による緑化公園を推進します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 自宅などにおける緑地の拡充
- 所有している土地の適正管理
- 住宅地周りの屋敷林や雑木林の保全
- 動植物に対する意識の向上（再掲）
- 植樹祭などのイベントへの参加
- 身近な公園の緑化活動への参加

事業者

- 事業所などにおける緑地の拡充
- 事業所内に残る緑地の保全

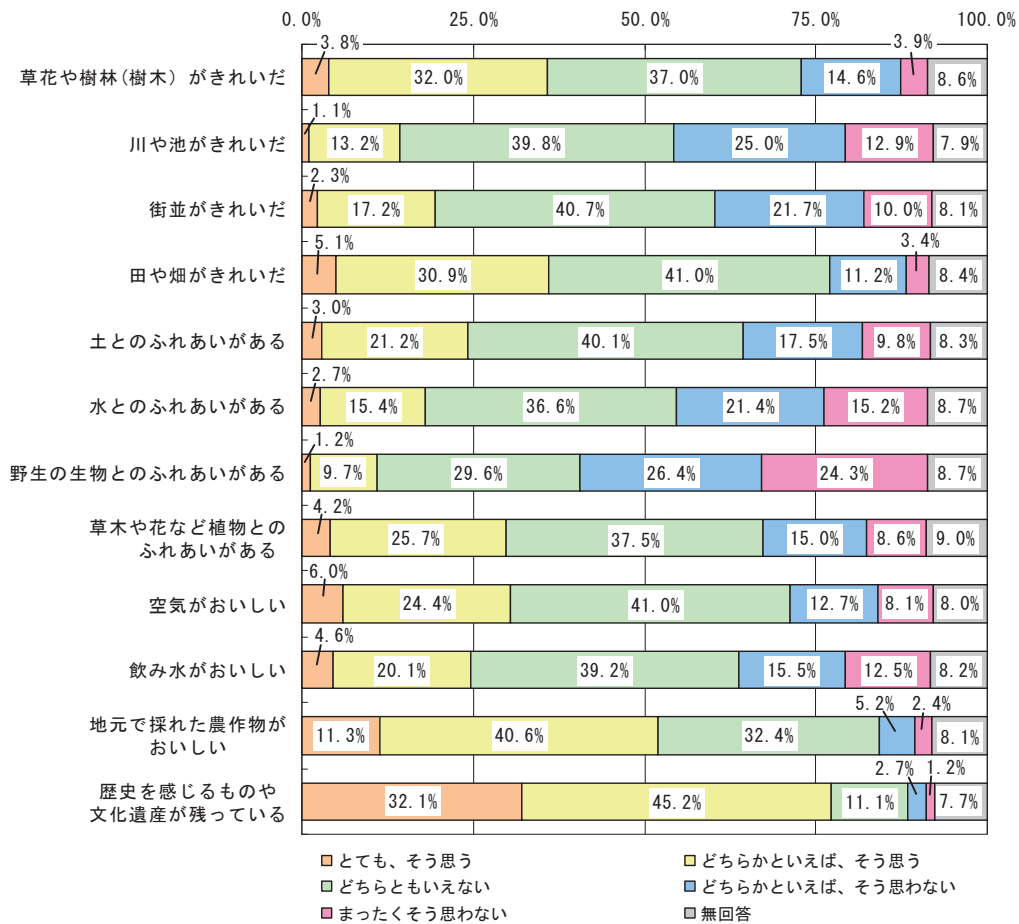
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
市民参加による緑化公園率	14.3%	50.0%	都市計画課

2-3. 水辺環境の保全・創出

●現状と課題

- 市内には利根川や忍川など幾重もの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれています。
- 平成24年度に実施した自然環境調査では、水辺空間が多く残る星川と切所沼において希少種15種類を含む様々な動植物が確認されています。
- 忍川や旧忍川、酒巻道水路などでは県や関係機関が事業主体となり、市民が身近に感じる憩いの水辺空間が創出されています。
- 水城公園や古代蓮の里などには遊歩道が設置されており、親しみやすい親水空間を創出しています。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、行田市全体の環境について、18.1%の方が「水とのふれあいがある」と答えています。



※アンケートの回答者1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図35 行田市全体の環境について

● 主な施策

1. 水辺空間の保全

- 不法投棄対策を実施します。(再掲)
- 動植物に配慮した河川や水路の改修を行います。(一部県と連携)

2. 親水空間の創出

- より親しみやすい親水空間を創出します。(一部県と連携)

● 市民・事業者の役割

市民

- 水辺空間の保全
- 河川などの美化活動への参加
- 親水空間の利用

事業者

- 水辺空間の保全
- 河川などの美化活動への参加

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
希少種の数(星川、切所沼)	15種類	15種類	環境課

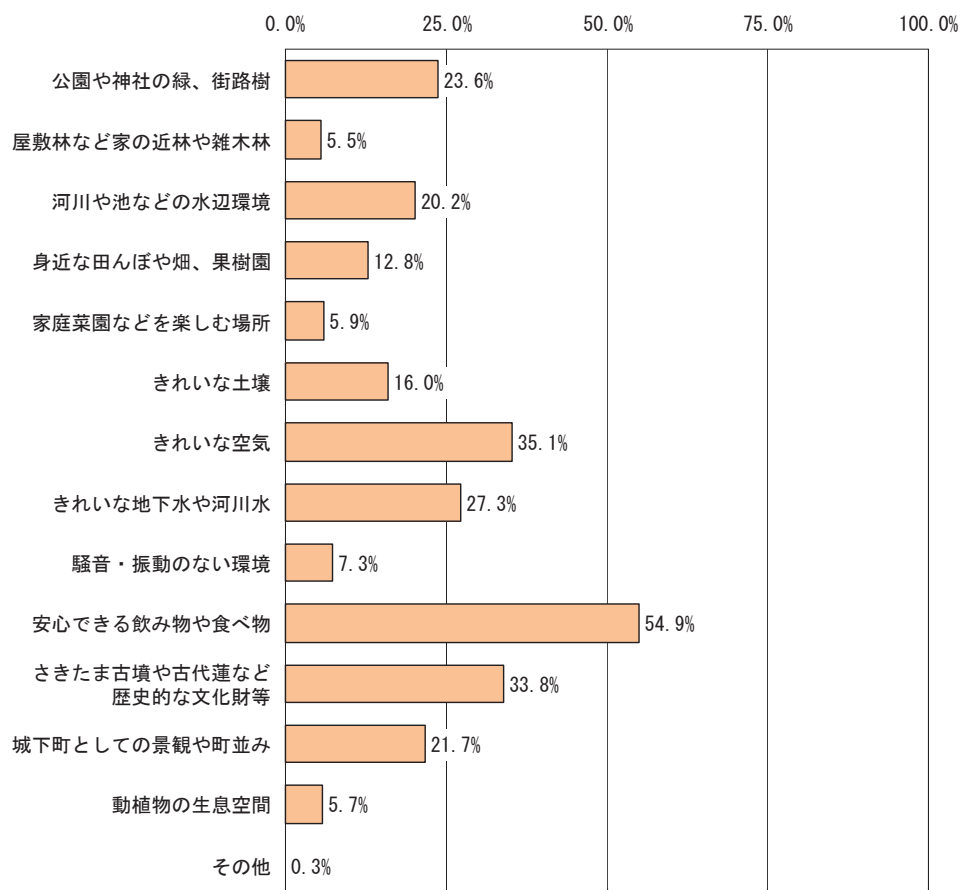


水城公園

2-4. 環境に配慮した農業の振興

● 現状と課題

- 農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増大など、農業を取り巻く環境は極めて厳しくなっています。このことから、農業経営を確立するため、農業生産基盤の整備、担い手農家の育成と規模拡大による収入の安定化などを図る必要があります。
- 消費者ニーズに対応するため、地産地消を基盤とする販路の充実や環境保全型農業への転換を進めていくことが必要です。
- 農業体験を通して、作物をつくる喜びや土とのふれあいを感じるにより、農業に関心の高い市民を増やしていくことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、次世代に引き継ぎたいものとして、54.9%の方が「安心できる飲み物や食べ物」と答えています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図36 次世代に引き継ぎたいもの

● 主な施策

1. 環境保全型農業の普及

- 持続可能な農業のため、新たな農業の担い手の育成を支援します。
- 環境保全型農業を促進するため、技術指導・支援を行います。
- 河川や水路の改修の際は、動植物に配慮します。(一部県と連携)(再掲)

2. 地産地消の促進

- 学校給食における地元産食材の利用拡大や小売店との連携による販路拡大により、地産地消を推進します。
- 農産物直売所の情報提供を行います。

3. 農業体験の促進

- 農業体験活動を推進します。
- 小中学生を対象とした学校ファームを推進します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 地元産食材の利用
- 農業体験活動への参加

事業者

- 農業の担い手の育成
- 環境保全型農業の取組
- 有害性の低い薬剤の使用と使用量の抑制(再掲)
- 付加価値の高い農産物や加工品の販売
- 農業体験の場となる農地の提供

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
エコファーマー認定数	24件	24件	農政課
直売所の販売額	1億4,326万円	1億4,326万円	農政課

基本目標3 省エネ・創エネによるエコタウンの創出

エネルギー消費の削減、再生可能エネルギーの活用などを推進し、温室効果ガスの排出が少ない地球環境に配慮したまちをめざします。

3-1. 温暖化対策の推進

● 現状と課題

- 地球温暖化対策は、人類が取り組むべき重要な課題です。環境への負荷をできる限り低減していくため、一人ひとりが率先して温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を起こすことが必要です。
- 本市では、地球温暖化問題に対し、「第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定し、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。
- 自動車が排出する二酸化炭素を削減させるため、マイカー利用から電車、バスなどの公共交通機関や自転車などへの転換を進めていくことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、住まい周辺の道路・交通の悪いところについて、「乗合いや公共交通機関の利用度が少ない」や「近所への移動にも自動車を利用する人が多い」とする回答が多く得られています。(P.34 図31 参照) また、事業所で実施している環境配慮活動について、53.6%の事業者が「照明や水道の節約や冷暖房の温度設定の調整を実施している」と答えています。

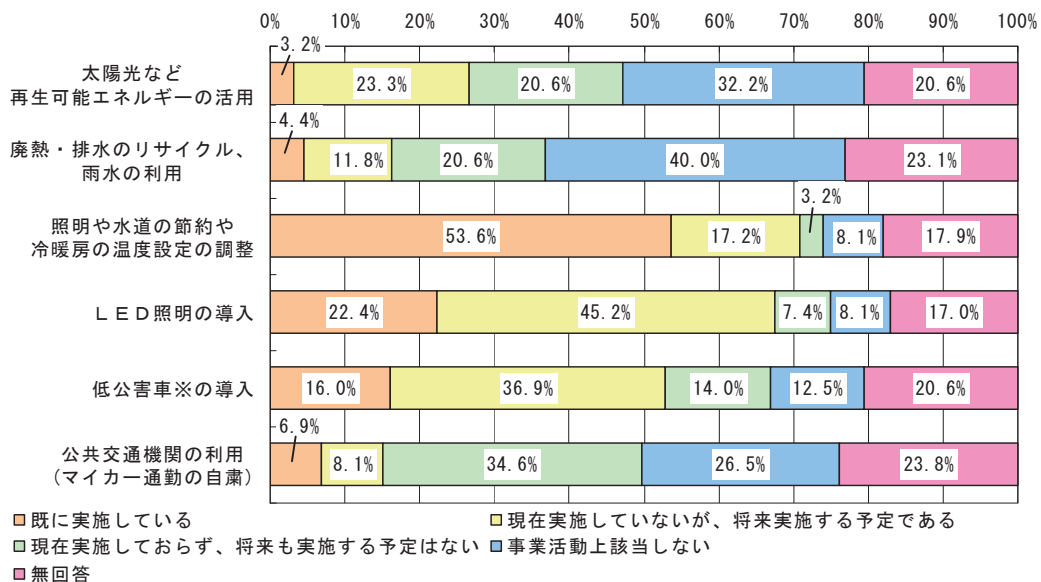


図37 事業所で実施している環境配慮活動について

●主な施策

1. 温室効果ガス排出量の削減

- 市民や事業者が行う温室効果ガス排出量の削減の取組を支援します。
- 行田市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減の取組を実施します。

2. 環境に配慮した交通の実現

- 自転車や公共交通機関の利用を推進します。(再掲)
- 安心・安全な自転車利用を促進するため、自転車の利用しやすい環境を整備します。
- 路線バスや市内循環バスの利用を促進するため、利用者のニーズに応じたサービスの提供を検討します。
- アイドリングストップ、エコドライブを推進します。(再掲)

●市民・事業者の役割

市民

- 温室効果ガス排出量削減の取組
- 省エネルギー製品の購入
- アイドリングストップ、エコドライブの実施(再掲)
- 自転車や公共交通機関の利用(再掲)

事業者

- 温室効果ガス排出量削減の取組
- 省エネルギー設備の導入
- ISO14001などの環境管理システムの導入
- アイドリングストップ、エコドライブの実施(再掲)
- 公共交通機関の利用(再掲)

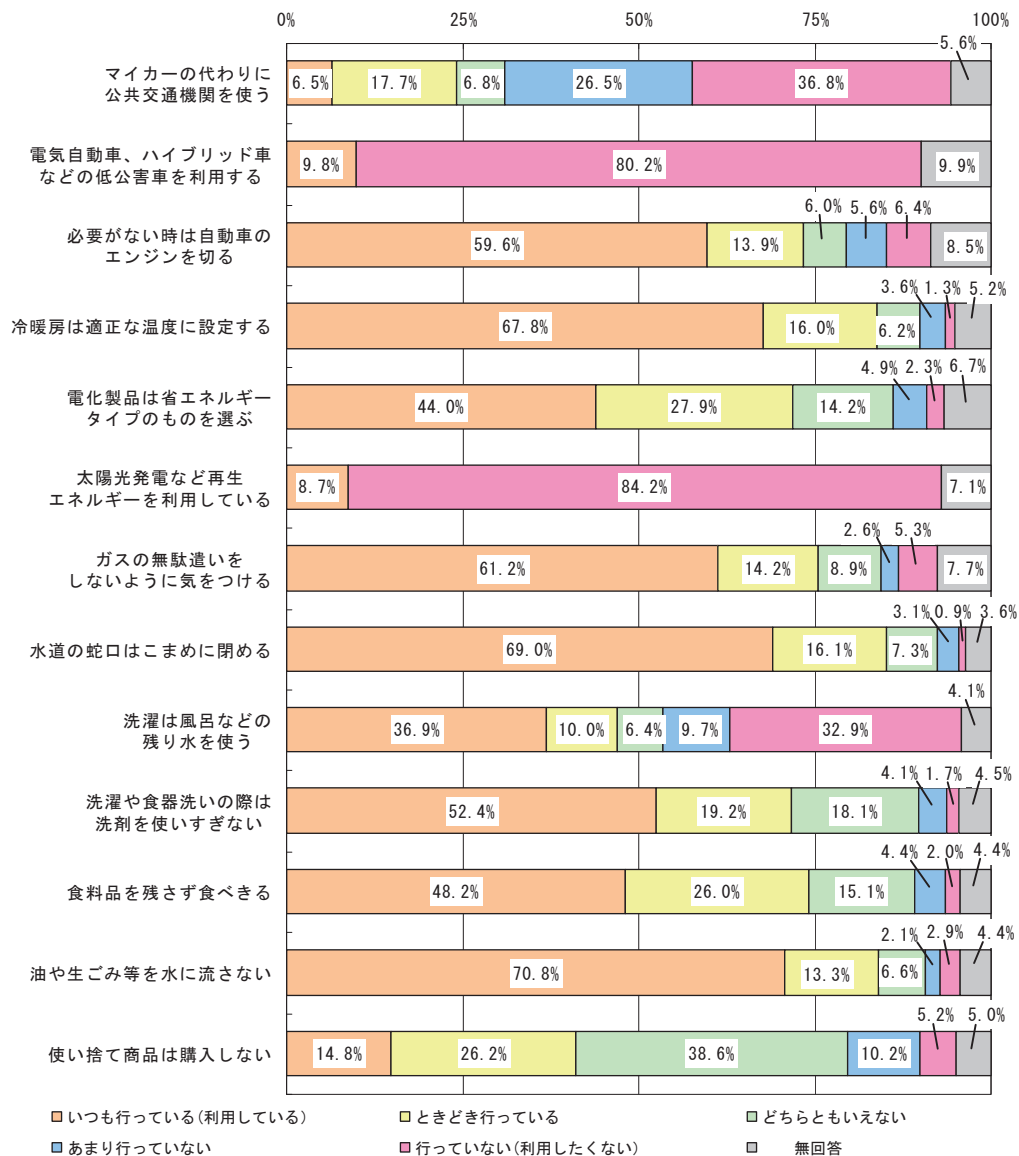
●環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
公共施設の温室効果ガス総排出量	7,880t-CO ₂	7,092t-CO ₂	各課 (環境課)
市内循環バスの利用者数	192,240人	250,000人	地域づくり 支援課

3-2. 省エネルギーの推進

●現状と課題

- 限りある資源を守るため、市民・事業者・市が一体となって省エネルギーの推進を図っていくことが必要です。
- 本市では、公共施設内の照明や防犯灯・園内灯などにLED電灯を積極的に導入しています。
- 本市では、地球温暖化問題に対し、「第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定し、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。（再掲）
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、「冷暖房は適正な温度に設定する」・「ガスの無駄遣いをしないように気をつける」・「水道の蛇口はこまめに閉める」などの省エネルギーに関する項目について、60%以上の方が「いつも行っている」と答えています。



※アンケートの回答者1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図38 環境にやさしい生活をするために行っている行動について①

● 主な施策

1. 省エネルギー活動の普及

- 生活や事業活動の中で実施できる省エネルギー活動を普及・啓発します。
- 家庭や事業所による省エネルギー設備の導入を支援します。

2. 市による省エネルギーの率先行動

- 公共施設内の照明や防犯灯・園内灯などについて、計画的に省エネルギー型電灯を導入します。
- 行田市役所地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減の取組を実施します。(再掲)
- 公用車に低公害車を導入します。(再掲)
- 設備の更新時には、省エネルギー設備を導入します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 省エネルギー活動の実施
- 省エネルギー製品の購入 (再掲)

事業者

- 省エネルギー活動の実施
- 省エネルギー設備の導入 (再掲)

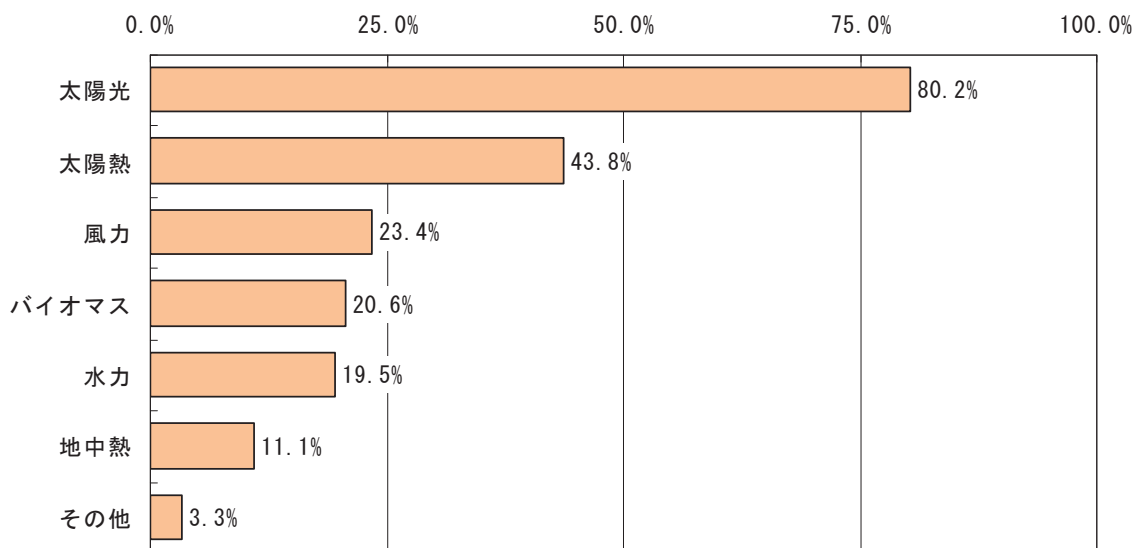
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
公共施設の電気使用量	14,625,155kWh	13,162,640kWh	各課 (環境課)

3-3. 創エネルギーの推進

● 現状と課題

- 東日本大震災に伴う原発事故を契機に、太陽光や水力、風力などの再生可能エネルギーの利用に注目が集まっています。
- 快晴日数が多い本市では、太陽光発電の導入が進んでおり、住宅用システム設置数は平成24年度末時点で1,402件となっています。(P.21 図28参照)
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、行田市が活用すべきエネルギーについて、80.2%の方が「太陽光」と答えています。



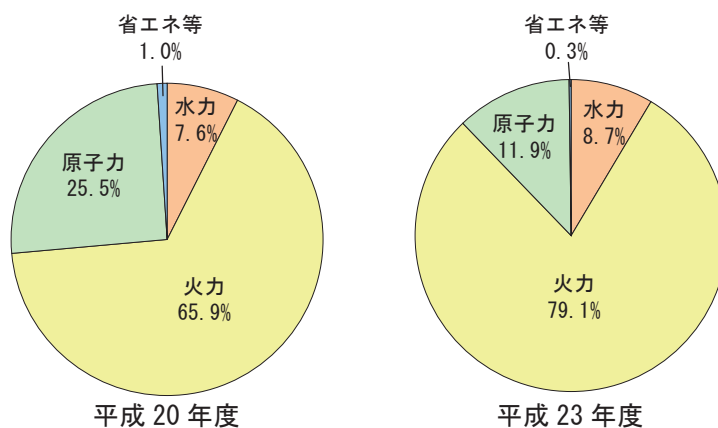
※アンケートの回答方法：複数回答による(回答者1,067人)

資料：市民アンケート調査結果(平成24年度)

図39 行田市が活用すべきエネルギーについて

豆知識 全国発電電力量の構成の変化

東日本大震災に伴う原発事故に伴い、全国発電電力量の構成割合に占める原子力は減少し、火力や水力発電の割合が増加しています。



資料：エネルギー白書

● 主な施策

1. 再生可能エネルギーの利用促進

- 太陽光発電システムの導入を支援します。
- 公共施設などに太陽光発電システムを設置します。
- 太陽光以外の再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 蓄電設備の導入を検討します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入

事業者

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
太陽光発電システムの住宅設置率	7.0%	20.0%	環境課



太陽光発電システム

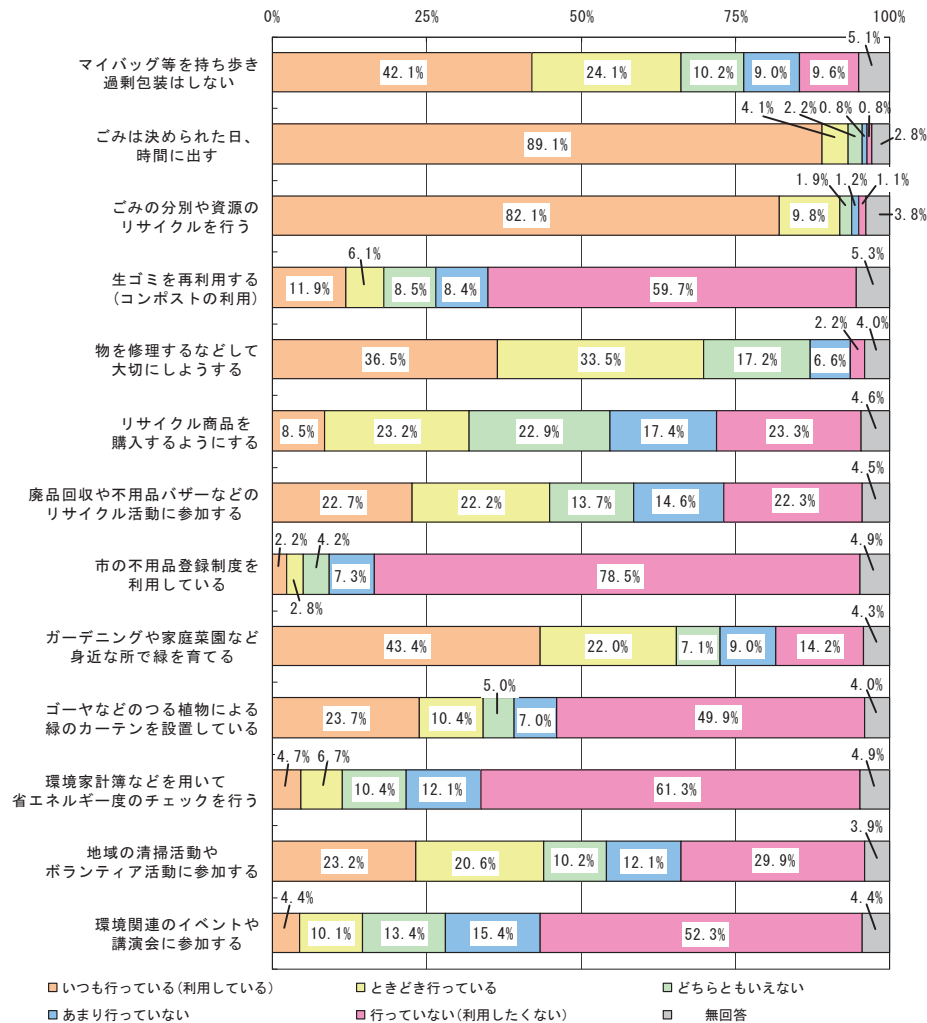
基本目標4 環境意識の向上と環境配慮活動の推進

日常生活、環境学習などの場を通じて、一人ひとりの環境への意識を高め、自主的に行動するまちをめざします。

4-1. 環境教育の充実

● 現状と課題

- 様々な環境問題に取り組んでいくためには、環境に対する理解を深め、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。
- 本市では、ごみ問題や地球温暖化対策に関する出前講座を実施しており、平成24年度は2回実施しました。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、地域の清掃活動やボランティア活動の参加について、約44%の方が「いつも行っている」または「ときどき行っている」と答えています。



※アンケートの回答者 1,067人

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図40 環境にやさしい生活をするために行っている行動について②

● 主な施策

1. 学校における環境教育の推進

- 学校教育を通じて、子どもたちへの環境教育を推進します。
- 小中学生を対象とした学校ファームを推進します。（再掲）

2. 環境学習の普及・啓発

- 環境に関する出前講座の内容を充実させます。
- 清掃活動や環境ボランティア活動を促進するなど、生涯学習の場を増やします。
- 環境学習に関する情報提供を行います。

● 市民・事業者の役割

市民

- 自然を学ぶ機会の創出
- 環境に関する出前講座や講演会への参加
- 市報やホームページなどによる情報の収集

事業者

- 従業員に対する環境教育の導入
- 専門的知識を活用した環境学習への支援

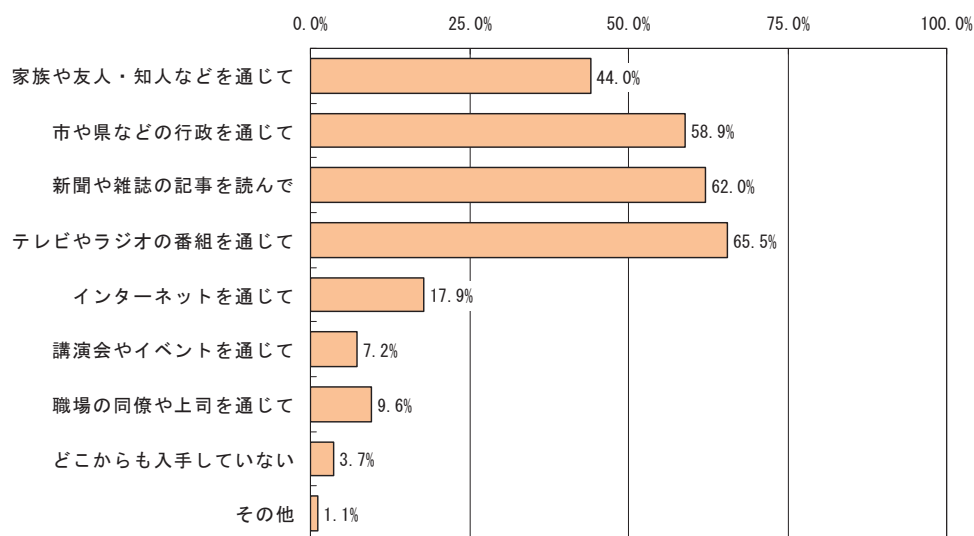
● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
環境教育実施校数	100% (24校/24校)	100% (24校/24校)	学校教育課
環境に関する出前講座の実施数	2回	年3回	環境課

4-2. 市民・事業者の自主的取組と協働の充実

●現状と課題

- 市民や事業者の環境への関心や理解を深めるため、市報やホームページなどにより、環境に関する情報提供を行っています。
- 環境に配慮したライフスタイルへの転換を進めるため、エコライフDAYなどの環境配慮活動を推進しており、平成24年度は延べ26,971人の参加がありました。
- 衛生協力会や市民団体などにより、ごみゼロ運動や河川の清掃活動が行われており、これらの取組を継続していくことが必要です。
- 環境配慮の意識向上を図るため、環境フェスタやサケ遡上観察会など様々な環境に関するイベントを開催しています。
- 地域での環境配慮活動の指導者を増やすために、埼玉県環境アドバイザーや埼玉県環境教育アシスタントなどの環境専門家を育成していくことが必要です。
- 平成24年度に実施したアンケート調査結果では、環境に関する情報の入手について、「テレビやラジオの番組を通じて」、「新聞や雑誌の記事を読んで」、「市や県などの行政を通じて」の回答が多く、「インターネットを通じて」、「講演会やイベントを通じて」の回答が少なくなっています。



※アンケートの回答方法：複数回答による（回答者1,067人）

資料：市民アンケート調査結果（平成24年度）

図4-1 環境に関する情報の入手方法について

● 主な施策

1. 環境情報の発信

- 市報やホームページなどにより、環境に関する情報提供を行います。
- 環境報告書などにより、本市の環境の状況について定期的に公表します。
- 環境に関する出前講座の内容を充実させます。(再掲)

2. 環境配慮活動の促進

- 清掃活動やエコライフDAYなどの環境配慮活動を促進します。
- 事業者の環境管理システムの導入など自発的な環境配慮活動を支援します。

3. 環境イベントの実施

- 市域の環境を活かした環境イベントを開催します。
- 市民が気軽に利用できる環境コミュニケーションの機会を増やします。

4. 環境専門家の育成

- 埼玉県環境アドバイザーや埼玉県環境教育アシスタントなどの環境専門家の育成を支援します。
- 事業者による環境専門家の育成を支援します。

● 市民・事業者の役割

市民

- 市報やホームページなどによる情報の収集(再掲)
- 環境配慮活動の取組
- 環境イベントへの参加
- 環境についての積極的な学習

事業者

- 地域などで行う環境配慮活動への参加や支援
- ISO14001などの環境管理システムの導入(再掲)
- 環境イベントへの参加
- 環境専門家の育成

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
行田市環境報告書の公表	1回	年1回	環境課
埼玉県環境教育アシスタント及び 埼玉県環境アドバイザーの登録件数	4人	8人	環境課

4-3. 市の環境配慮の率先実行

● 現状と課題

- 行政は、市民や事業者の模範となるよう、様々な環境対策に取り組む必要があります。本市では、その取組内容を環境報告書としてまとめ、定期的に公表しています。
- 本市では、地球温暖化問題に対し、「第3次行田市役所地球温暖化対策実行計画」を平成25年3月に策定し、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。（再掲）

● 主な施策

1. 市による環境対策の推進

- 環境対策の取組を推進します。
- 環境報告書などにより、本市の環境の状況について定期的に公表します。（再掲）

● 市民・事業者の役割

市民

- 環境報告書などによる市の環境の取組状況の把握

事業者

- 環境報告書などによる市の環境の取組状況の把握

● 環境指標

環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)	担当課
行田市環境報告書の公表（再掲）	1回	年1回	環境課